

令和5年4月12日

魚沼市議会議員 関 矢 孝 夫 様

産業厚生委員会
委員長 佐 藤 肇

産業厚生委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
(2) その他

- 2 調査の経過 4月12日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
高齢者福祉計画・介護保険事業計画について、執行部から説明を受け意見交換を行った。
その他で、市民福祉部関係の条例改正、補正予算の専決処分について、市税の滞納整理等について、後期高齢者医療の高額療養費の一部支給もれについて及び路線バスの路線休止について執行部から報告を受け質疑を行った。

産業厚生委員会会議録

1 調査事件

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

(2) その他

2 日 時 令和5年4月12日 午前10時00分

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤達雄、浅井宏昭、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、佐藤敏雄、
渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 大塚市民福祉部長、戸田市民福祉部副部長、茂野介護福祉課長

7 書記 坂大議会事務局長、大竹主任

8 経 過

開 会 (10:00)

佐藤(肇)委員長 定足数に達しておりますので、これから本日の産業厚生委員会を開きます。
日程表のとおりですが、日程の一部を変更してその他を先にさせていただきたいと思ひます。
ご異議ございませんか。(なし) それでは、そのようにさせていただきます。

(2) その他

佐藤(肇)委員長 日程第2、その他を議題といたします。執行部より報告事項がありますので、
お願いをいたします。

大塚市民福祉部長 それでは、何点か報告と説明事項がございますので、よろしくお願ひしま
す。(資料「条例改正、補正予算の専決処分について」により説明)

佐藤(肇)委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思ひます。ございませんか。
(なし) ないようですので、質疑を終結いたします。本件については以上といたします。

次に、市税の滞納整理等について、お願いをいたします。

大塚市民福祉部長 (資料「市税の滞納整理等について」により説明)

佐藤(肇)委員長 それではこれより質疑を受けたいと思ひます。まず最初にこの説明の中で、
時間的な期限とかそういったあたりが全くないのですが、何年が経過したとかそういったも
のがあればお話を願ひします。

大塚市民福祉部長　　まず督促につきましては、納付期限から 20 日以内に督促をしなければならぬということですか、督促を発してから 10 日を経過しても、なお納入がない場合については滞納処分に移行していくというようなことが法令で定められております。それからその後の流れになります。まず市税になりますが、滞納処分を行って納付等があればそれは解除されることもあります。納付がないような場合でさらに財産がなかったりですか生活困窮といった場合につきましては執行停止となります。この執行停止がされてから 3 年経過しますと、これにつきましては納税義務が消滅します。執行停止ということではなくて、法人の解散等になりますと即時消滅というような場合もございます。

また、国民健康保険税になりますと、滞納処分とは時間の経過というのは一致しないんですが、納期限から 1 年経過してもなお滞納分の納入がないという場合には、短期証の交付を行いまして、通常の保険証から短期間の保険証に切り替わります。そこから先、納税相談や納付がない場合につきましては資格者証の交付に切り替えます。納期限から 1 年 6 カ月たっても税の納入がないというような場合につきましては、給付の制限、要は 10 割を負担すると、それまでですと、申請により 7 割が戻ってくるという特別療養給付の支給がされるんですが、期限から 1 年 6 カ月たっても納入がない場合につきましては、療養の給付について制限しまして、給付される相当分について納税の滞納がある部分に充当できるとか、そういったようなことができるようになっております。

大体の時系列の流れにつきましては、こうした形になっております。

佐藤（肇）委員長　　それでは質疑を受けたいと思います。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

渡辺委員　　今回私のところに来た相談事例から、いろいろと執行部とやり取りをしてきた経過が、今回こうやってまとまったと思っております。結果的には、資料の 2 のところで部長からお話ございましたけれども、執行停止をした際に法令では通常しなければいけない規定になっているにもかかわらず通知がなかったり、それから国保税の資格者証の要綱でしょうか。そちらにきちんと政令の文言が書いていないというようなところで、担当者がいろいろ法令を見落としているということが分かってきました。質疑なんですけれども、先ほど部長からはこれから要綱、ホームページ等の説明は分かりやすい表記方法を検討するとはございましたけれども、例えば新しく滞納処分の執行停止の要綱ですとか、そういった要綱等をお作りになるお気持ちはございますでしょうか。

大塚市民福祉部長　　今現在のところは、まだ新しく作るというところは検討しておりません。今ある要綱ですとか、あるいは取扱いマニュアルですとかの見直しを行い、変える必要がある部分があれば変えていくところでの検討となっております。

渡辺委員　　先ほども申しました。私は今回のことは、最終的にはきちんと法令、政令に従えば給付できたものが半年間も給付を制限されていたと思っております。先ほどの説明の中でも、督促から滞納処分に移行するところも、魚沼市ではどうも財産の調査ですとかをきちんとしないままに、まずは納付をしていただきたいというようなところから相談が始まっているような気もしております。要綱とかにきちんと分かりやすい説明がなかったことが失敗の原因なわけですから、要綱を作らないでどうやって分かりやすい表記を検討するのか、私には理解できないです。もう 1 回言っても仕方がないので、今後調査させていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

大塚市民福祉部長 要綱に書かれていないということではなく、要綱と言いますか市が持っているものにつきましては引用しております。国の法令を引用しており、その引用した部分について具体的に改めて書いていないというところでありますので、その辺が不備だったというわけではありません。そこをどう市の要綱ですとか、条例を作っていくかにつきましては、今後の検討とさせていただきたいと考えております。

渡辺委員 確かに資格者証の方につきましては要綱はございまして、そこには政令の条文ではなく条項の記載のみで、内容までは書いていなかったと。そのことによって何が起きたかといえば、担当者がきちんと政令を読み込むところまで至らなかったとっております。そこに政令の条項が書いてあれば、政令にちゃんと立ち返ってそこを読み解くことも大事ではありますが、市の条例等また要綱等はインターネットで検索することができます。誰でもそこに行き着けばこれはおかしいんじゃないんですか、というお話ができると思います。政令まであたるということはなかなか市民はしませんけれども、魚沼市の条文の条例ですとか要綱には当たるのが可能だと思います。そういった辺りは、きちんとさせていただきたいと思いますので、ぜひ検討していただきたいです。それから要綱ですね。滞納処分の執行停止についての要綱はございませんでした。私はこれを参考にして作っていただきたいという旨をお話しさせていただいております。そこもぜひ検討いただきたいと思います。これについては答弁は結構です。

それで、年数が経過しました滞納案件ですけれども、予算の質疑の中で、この件数の5年経過のものが、4年までですかね、そちらの件数よりも多いと。要するに、半分以上が5年経過の案件であったということが判明しました。これから運用等の検討を行ったり、執行停止等を適切にしたいというお話でございましたが、なぜこのようなことが起きているのか。それぞれの事情もあるかと思っておりますけれども、個人情報に抵触しない範囲の中で、この委員会の中でもぜひそうした調べたことですかを一緒に調査させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

大塚市民福祉部長 滞納で5年以上経過したものにつきましては、どういう状況になっているかは全て把握しておりますので、今後どうするかにつきましても部内ではまた検討していきたいとは考えております。それについて、この委員会で調査をされたいということでありましたら、どういうことについてどうするかをお示しをいただければ、こちらも資料等を作成できるかと思っております。

渡辺委員 今ほどの件、ぜひ委員会で検討いただければと思います。

佐藤（肇）委員長 ほかにございせんか。（なし）質疑がないようですので、本件についてはまた新たな資料を出していただいたときに委員会で取り上げさせていただければと思います。

それでは、次の報告をお願いしたいと思います。

大塚市民福祉部長 続きまして、その他の報告事項という資料があると思っておりますので、そちらをお開きください。それではその中の1番目としまして、後期高齢者医療の高額療養費の一部支給もれについてご報告いたします。（資料「その他の報告事項について」により説明）

佐藤（肇）委員長 この後期高齢者医療広域連合の関係については、私のほうにも調査をしてこういうものがあり、それぞれの議員のところへ報告しております。ただ、現在調査中だということで、まとまり次第に報告をさせていただくことになろうかと思っております。県の連合会で実施している分でありますので、市でどうこういうことではないのですが、関係者もあるこ

とと思いますので委員会で報告をさせていただいたところでもあります。これについて何かありましたら質疑を受けたいと思います。ございませんか。

渡辺委員 現在判明している分といたしましては、本市分は実人数で4人、延べ12件の49,907円。これは5年分の返還金額ということでよろしいですか。

大塚市民福祉部長 そうした数字が送られてきておりますが、内容につきましては単年度分なのか5年間分なのか、まだそこまでの詳細な資料が来ていないという状況であります。

渡辺委員 ではまた、分かりましたら、ぜひ報告をお願いしたいと思います。

佐藤(肇)委員長 書いてあるように第三者行為という交通事故だとか、そういうことですので、いろいろあるかと思えます。それでは次をお願いいたします。路線バスの関係です。

大塚市民福祉部長 続きまして、路線バスの路線休止についてであります。(資料「その他の報告事項について」により説明)

佐藤(肇)委員長 それでは質疑を受けたいと思います。ございませんか。

富永委員 確認させてもらいたいんですけども、休止路線はここに書いてある3路線で、ほかの市内を通っている幾つかの路線は休止はしないという、そういう報告だったのでしょうか。

大塚市民福祉部長 本市内の路線バスにつきましては富永委員のお見込みのとおりで、この3路線以外につきましては、休止の届出は出ていないという状況であります。

富永委員 この3路線は、国から補助がきている3路線だと思います。経過のところに書いてありますが、令和4年10月11日、赤字補填の要望はあったということですけども、この金額とかは分かっているのでしょうか。

大塚市民福祉部長 その時点につきましては、魚沼市分としまして約2,000万円程度の補填額を示されております。

富永委員 そうすると、小千谷市、南魚沼市にも、金額は違うかと思えますけれどもいっていると思います。また、国にも赤字補填の要望がいつていることが分かりました。金額は結構ですが、いかがでしょうか。

大塚市民福祉部長 赤字補填ということで話があったのは長岡市、小千谷市、南魚沼市、それぞれそういった額が示されておりますが、国に対しましては特にそういった要望をしているとかしていないとかを含めまして、その時点では示されておりました。

富永委員 そうすると、国には要望したという金額は確認してないということでしょうか。

大塚市民福祉部長 はい、そのとおりです。

富永委員 10月11日のところに、急な対応はできないけれども関係市町村と意見交換するという回答をしていますが、今回意見交換したのか、その後にも同様な検討をしたのか、時期とか内容とか分かったら教えてください。10月11日の後にも、3月15日のところに「検討のうえ支援、予算確保に努めるが」と書いていますけども、その時期とかに検討はしたのかどうなのか。

大塚市民福祉部長 まず、昨年10月に示されましたものにつきましては、手元に資料はありませんが、沿線自治体と情報交換をしましてここに書いてあるとおりの内容で意見は一致しております。その後、3月15日にそういった回答をしたところの検討につきましては、今、関係沿線の自治体と協議を進めている段階になります。

富永委員 昨年10月にそのように赤字補填をしてくださという要望があつて、前回の議会で上条一貫木線を廃止するというようなことが発表されましたけども、そのときにこの3路線について休止をするということ、事業者で考えているということは発表できなかったのか

どうなのか。

大塚市民福祉部長　　まず、2月17日のそうした補填をするのか、運航休止に同意するかの回答を求める文書が来たということですが、それが来るまでは運行休止をしたいという話はございませんでした。その後、南越後観光バス株式会社からは、まずは上条―貫木線を廃止するというにつきて、プレス発表が3月15日で、それまでは表に出さないでほしいという話が出てきておりました。毎回この南越後観光からは、そうした路線の休廃止、あるいはダイヤ改正等については、プレス発表までは公表しないでほしいという話はございました。2月17日にそういった文書が来た時点では、まだ3月15日の回答をするまでは市としても検討していたということもありますし、実際この回答した時点でもまだ休止が決定したというところではありませんでした。まだ公表する段階にはないという判断で、その時点では議会には報告はまだしないという判断をさせていただきました。

富永委員　　そうは言っても、ここに関係する特に小出一桁尾又線は、湯之谷街道で旅館、それから観光関係の仕事をしている方、利用者はいっぱいいます。4月1日からの減便についても、旅館のチェックアウトをしてからちょうどいいバスが減便されました。それでさえ大きな影響が出ていますし、ましてやこれが休止になって、休止がいずれ廃止になるかもしれませんが、そうなったらまた大変なことです。今後についてというところを質疑しますが、「市内、庁内と意見調整をしたり関係自治体との協議、また県、運輸局とも協議し、代替交通も含めた検討」とありますが、現時点で市は対応をどのように考えているのでしょうか。

大塚市民福祉部長　　現時点での対応については、方向性はまだ決まっていないという状況です。

富永委員　　決まっていないということですが、要は南越後観光バスの要求する赤字補填をするか。これが廃止になってもゼロというわけにはならないので、市で検討しながら市内運送事業者や交通協議会とかにも相談しながら、新しい交通システムの計画を考えると、すべきだと思います。現在のところはこの3路線で、そのほかの数本の路線は残っていますけれども、近い将来には全部なくなるようなことも考えられます。私の考えですが、これをきっかけに市内全域を網羅する市独自の交通システムを考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

大塚市民福祉部長　　まだ検討している段階ではありますが、今、委員のおっしゃったようなことにつきて、また検討の参考にさせていただきたいと考えております。

富永委員　　10月1日からもう休止するというようなことが言われています。これに対応するには、要望をしている赤字補填、関係市町と相談するか、あるいは自分が今言ったことをやるか、どちらかなんですけども、部長にもう一度聞きますが今はどう考えますか。

大塚市民福祉部長　　新しい公共交通システム等を検討して実施するには、この半年では非常に時間がないと考えております。そうした中でできることを探っていきたいと考えております。

富永委員　　運輸許可を取るには、通常3カ月ですよね。準備ができてから。交通協議会とか何かでもって、地域でもってその地域公共交通を考えようという組織を作ってやると、最短で1カ月で認可が下りるといようなことです。やれなくはないと思うんですけども、ぜひ検討してもらいたいし、それが不可能であれば南越後さんの要望している赤字補填するかどちらかです。そこを考えて対応してもらいたいと思います。

佐藤（達）委員　　現状、令和5年4月1日から減便ということで、今そうなっています。減便をしてその影響をしっかりと確認して、それからやはり営業は難しいということで休止もできる

かと思うんですけども、一挙に中止というのは急すぎます。地域の状況を確認しない中でしてしまうんじゃないかなという気がします。しばらくは、この減便の状況で確認するということはできないでしょうか。

大塚市民福祉部長 私どももそう願っておりますが、南越後観光バス株式会社の経営状況ですとか、そういったところは、また協議する中で検証していかなければならないと考えております。

佐藤（達）委員 この3路線ですけども、時間や便数によってだいぶ利用者が違うのではないかなという気がします。これが本当になくなってしまうと、これに頼っていた人は大変な状況になると思います。そういった利用状況なんかは把握はされているのでしょうか。

大塚市民福祉部長 平均乗車密度ということで、1便当たり平均で乗っている方の人数、1年間を通しての平均の数ということにつきましては把握しております。

佐藤（肇）委員長 今、数字は分かりますか。

大塚市民福祉部長 小出一小千谷線が平均乗車密度が3.0人。それから、栃尾又線につきましては2系統ありますが、2.0人の系統と3.5人という系統があります。それから、六日町線につきましては、約3.5人という数字になっております。

佐藤（達）委員 平均乗車密度ということで伺いましたけれども、この減便した状態ですと赤字の補填額ですとか、少額になってくるんじゃないかなという気がします。減便をした中で市民の方にいろいろと状況を確認するというその管理も全て、せめて市からの支援をして継続するということが必要んじゃないかなという気がしますけれども、いかがでしょうか。

大塚市民福祉部長 今おっしゃられたようなことも含めまして、検討のいろいろな材料にさせていただきたいと考えております。

佐藤（達）委員 一回休止にしますと、その間は完全にバスが利用できなくなるという利用者の大変さもあります。ぜひ減便の中で全て補填をしながら、市民の皆さんの確認をするという方向で進めていただきたいと思います。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員 まず、先ほど富永委員からは、申請の時期ですとかを最短であればというようなお話がございました。2,000万円というお金を出して継続をしていただくのか、それとも2,000万円というお金を使って市で新たな政策を、とりあえず応急処置でもいいからするという方法も今聞きながら思いました。なぜなら、やはりあまりにもこの業者側の通告というのか相談の仕方が、非常に乱暴な感が否めないのではないかと私は思っております。昨日も長岡から、夕方頃ですか、こちらに向かってくるときにちょうど小千谷線のバスに5、6人乗ってました。やはり交通の足として乗ってらっしゃる方がいるわけです。たまたま私が会ったときには5、6人かもしれませんが、朝ですとか通勤あるいは通学の時間帯であれば、もっと乗っているはずですよ。私は夕方の4時頃だったかと思っておりますから、一番人が少ないような時間帯ではないかと思う時期に5、6人乗ってましたので、もしかしたらお昼頃は0人もあるかもしれません。3.5人ということを見ると。

そういったことを考えると、本当にこれからどうすればいいのかということ考えたとき、南越後観光バスがあるから私たちは市全体の交通網を考えてこれなかったところがございます。特に堀之内、それからこの栃尾又線の湯之谷方面ですね。住民からの要望に十分応えてこれなかったという、これまでの十数年間があるわけです。こういう言い方をしたら、業者

の方たちも本当に生きていくために大変だとは思いますが、十分な相談の体制ですとかというのがなされてたのかなというところは、正直疑問に思うところがございます。

そういうことを考えた上で、この経過の中ですけれども、一応国でしょうかね。3月31日に新潟運輸支局に休止届を提出すると。これは、県になりますか。国交省の出先になりますか。どこが国交省の出先に提出したことになるのか、教えていただけたらと思います。

大塚市民福祉部長　新潟運輸支局というのが、国土交通省の関係になります。

渡辺委員　ということは、もう国にまで休止届を提出しているということになるかと思えます。そうなりますと、今後国からはどのような対応を当市にしてくるのか。国がまだ何も言っていないと思うんですけれども、考えられることを少し教えてください。

大塚市民福祉部長　まずその前段になりますが、県の交通政策局が新潟県生活交通確保対策協議会を設置しております。まずそこに、協議会として沿線自治体に対しまして、こういった届出があったことに対していいか悪いかというような照会がありますので、そちらに回答することになります。運輸支局につきましては、路線休止の公示があつてから、それぞれ沿線自治体ですとか、そのほか関係するところに意見聴取をするような流れになっております。

渡辺委員　今ほどの説明ですと、県の協議会からいいか悪いかという問い合わせが、まず来るということなんですけれども、そこに対して市としてはどのように回答するつもりですか。

大塚市民福祉部長　それにつきましては、沿線に関係する自治体と歩調を合わせてになりますが、今現在のところでは同意できない方向で検討しております。

渡辺委員　ほかの市は長岡、小千谷、南魚沼市というところが関係してると思ってますけれども、それぞれの自治体との同意できるできないの調整というのは、もう聞いていらっしゃいますか。

大塚市民福祉部長　今現在、協議をしているという段階であります。

渡辺委員　一番関係性が深いのが、当市ではないかなと思います。それぞれの市がどのようにお考えになるか分かりませんが、当市の住民の皆さんのためを思って、他市に対してもすぐに結論を出すということについては同意できないところを何とか理解していただきたいと思えます。そのあたりしっかりと伝わるような伝え方をしていただかないと思うんですけど、いかがでしょうか。

大塚市民福祉部長　同じように考えています。

渡辺委員　それから次は国ですけれども、国の場合は休止の公示をしてから協議に入るという答弁だったと思うんですけど、間違いはございませんか。

大塚市民福祉部長　その通りです。

渡辺委員　法律的にどうなっているのか分からないんですけれども、休止の公示をするということになると非常に住民は混乱をするのではないかと思います。そういったことについて、国交省に公示をする前に、しっかりと当市の意見を聞いてほしいというようなことをこちら側から言うことはできないのでしょうか。

大塚市民福祉部長　いろいろやり取りはしておりますけれど、その辺につきましては恐らく、その前段の新潟県の生活交通確保対策協議会を通して意見を事前に確認する流れではないかと考えております。

渡辺委員　そうしますと、今の答弁から推察するに、要は県の協議会の意見が上がってきてそれを見て、それからまた公示するかしらないかについては国が判断するというような流れに

なるとお考えでしょうか。

大塚市民福祉部長 公示するかしないかということではなく、届出があったものについては、この南越後観光バス株式会社を取り下げない限りは、公示をされると考えております。

渡辺委員 そうしますと、届出があって何日以内に公示をしなければいけないというような規定はございますか。

大塚市民福祉部長 そこにつきましては、確認しておりません。

渡辺委員 法律に沿って仕事というのはなされると思います。ぜひそのあたりの何日以内に公示ですとか、法律にのっとったものの流れをしっかりと把握した上で、遅れないように。いろいろなことが法律で一定経過してしまえば全てが水泡に帰すというようなこともあるかと思っておりますので、そういったところをしっかりと掌握しながら今後進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

大塚市民福祉部長 道路運送法の関係につきましては、休廃止の届出については休廃止をしたい日から6カ月前までに届けるということは決まっておりますが、それ以外につきましては法令等に定めはなく、標準処理期間というような形で内部的な処理期間を定めてしていると承知しております。その流れを確認した事項が、公示の時期が4月の中旬から下旬、もしくは5月に延びるかもしれないという話だったと思います。その辺につきましては、また今後内部の標準処理期間等が公開されているのかどうかも含めまして、確認することにしたいと思います。いずれにしましても、届出が出されたものにつきましては、公示がされると理解しております。

渡辺委員 今日は報道の方も入っていて、当然ここを聞いているわけでございますので、公示の前にもし報道がされるということになりますと、正直なところ混乱される方も多いのではないかと思います。そのあたり、市はどのようにお考えでしょうか。

大塚市民福祉部長 特に複数の自治体にまたがっている路線等につきましては、当市におきましては委員会で本日こうしてお話させてもらっておりますが、どの程度それぞれの自治体で今回の話の理解ですとか市民の方にお話ししているかは今のところ分からない状況であります。市民の皆さんに与える影響は大きい問題でありますので、その辺は慎重にしていきたいと思います。

渡辺委員 まだ10月1日に確実に休止になるということが決まっているわけではございません。市民の皆様のご意見を聞く場所も本当に必要ではあるんですけども、どの段階でその話を出していいのかというあたりについては、本当に慎重にしていきたいという気がしております。できることならば、住民の皆さんが混乱せず10月1日を速やかに迎えられて、今ほど佐藤達雄委員からも休止を何とか食い止めながら、何かしら対策を取りながら、住民の皆様足を確保しながら、次に向かっていきたいという思いがあると思います。そのあたり他の市町村とも歩調を合わせながら、住民にどのように周知していくかも含め、また報道についてもそうなんですけれどもしっかりと協議していただきたいと思いますが、いかがですか。

大塚市民福祉部長 今回法令に基づいて6カ月前の休止の届けということでありました。新潟県の生活交通確保対策協議会の設置要綱になりますが、これは法的な効力はないんですが、国の6カ月前に先立って休止の予定日の1年前までにこの協議会にその旨、報告してほしいというような規定もございます。そういったところもなされていないような状況であります。この問題につきましては、休止の期間をもう少し待ってもらう、あるいは見直してもらう等

も含めて様々なことを併せて検討していきたいと考えております。

富永委員 先ほど、交通事業者から赤字があって運行できないというような話でしたが、その赤字2,000万円となった当市負担分の2,000万円というのを判断する根拠といいますか、南越後観光バスさんの財務の状況、財務表なんかを取ることはできないんですか。

大塚市民福祉部長 今後、そういったことも求めていきたいと考えております。

富永委員 南越後さんに大体年間5,000万円ぐらいの補助を出しているかと思っておりますので、それを要求していくという判断の材料にしてもらえればと思います。

佐藤（肇）委員長 最後に一つ確認なんですけど、これは届出でいいんですか。許認可ではないということですか。

大塚市民福祉部長 届出になります。

佐藤（肇）委員長 では、本件については引き続き調査をさせていただきたいということで、お願いをしたいと思います。ここでしばらくの間、休憩といたします。

休 憩（11：04）

再 開（11：15）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。次に、戸田市民福祉部副部長から報告等お願いしたいと思います。

戸田市民福祉部副部長 口頭で3点お話をさせていただきます。

まず1点目です。地域密着型特別養護老人ホームひめさゆりについてであります。委員会で経過をご報告しておりましたが、入広瀬にある有料老人ホームひめさゆりが新潟県の認可と魚沼市の指定を受け、令和5年4月1日から地域密着型特別養護老人ホームひめさゆりへ種別変更を行いました。当初の予定通り、定数は29床でございます。これにより、市内の特養は8期計画中に49床増えまして、合計で339床になりました。なお、こちらのひめさゆりですが、昨日の時点ではまだ満床になっていないということでございました。

続きまして、2点目です。堀之内の旧療養型病棟の特養への転換についてでございます。こちらでも委員会でご説明、ご報告をしているところですが、あの建物の1階の堀之内社会福祉センターは現在魚沼市社会福祉協議会の所有となっておりますが、この3月末に開催された社協の理事会と評議員会で市への無償譲渡について社協内で可決されました。つきましては、社協は現在市へ社会福祉法人としての財産処分の申請等の準備を進めているところであり、こういったところが整いましたら市は地域密着型特養の事務室等のスペースが確保できることとなります。また、これにより今後市は、今年度予定どおり地域密着型特養の設計を行ってまいりたいと考えております。

それから3点目です。こちらは電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金についてでございます。今年の第1回の定例議会の最終日の全協であったと思いますが、総務政策部長からの話にもありましたが、こちらの交付金で低所得世帯支援枠として3万円の給付を実施する予定でございます。つきましては、これに係る経費を後日、議会で補正対応させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

佐藤（肇）委員長 今ほどの報告について、質疑がある方は挙手をお願いいたします。

渡辺委員 低所得者枠ということで3万円。前回のときには、非課税世帯だけではなく均等割のみの世帯にも広げていただいた覚えがあるんですけど、今回どのようにお考えですか。

戸田市民福祉部副部長 そちらの均等割のみ世帯も対象とするかどうか、今現在検討中でございます。

渡辺委員 ずっとこの20年ぐらい税制改正が重なってきて、均等割のみ世帯が今から20年前に比べるとかなり所得が低い人に限定されております。ぜひそのあたりも検討いただけたらと思います。

佐藤（肇）委員長 補正予算は来月臨時会がありますので、そのときによろしく願いいたします。ほかに質疑はございませんか。（なし）ないようですので、本件については以上といたします。

ほかに執行部から報告事項はありませんか。（なし）ないようですので、次に委員の皆さんから執行部にございませんか。

大桃委員 燃料費の高騰ということで、先般家電については市民の皆さんにエアコン、冷蔵庫、給湯器等の補助をするという話がありましたけども、指定管理を受けている指定管理者の皆さんへのそういう補助とございますか。そういうのを、この委員会でも調査したいと思います。

佐藤（肇）委員長 そのように取り扱わせていただきたいと思います。

浅井委員 私も調査をしていただきたいことなんですけども、寿和温泉の利用料金について調査をしていただきたいと思います。内容としましては、寿和温泉の年間パスポートのパスポートファミリー券と呼ばれるものが、委員会への説明や地元への説明もなく4月1日より利用できなくなると3月の下旬に温泉内に貼り紙だけされました。担当課に問い合わせると、プールと内湯と露天風呂でひっくるめて年間パスポートが使えていたということなんですけども、これが先述のプールの廃止により年間パスポートは使えなくなるということでした。地元への説明に関しては、不特定多数が利用する温泉施設なので地元への説明は必要ないと、そういう答えをいただきました。そうは言いますけれども、露天風呂の改修工事のときは地元説明はしっかりとありましたので、この辺もどうかと思います。現在の利用状況としましては、4月1日以前の一日の利用者は60人から70人だったのに対して、現在は大体30人程度と半分にまで落ち込んでいることが分かりました。神湯に通い始めた方、温泉に行くのをやめた方などの情報も入ってきています。利用者のほとんどは年金生活の高齢者であることから、利用料金の見直しの必要があると考えて委員会で検討をお願いしたいと思います。

佐藤（肇）委員長 本件についても、担当部署を呼んで調査をさせていただきたいと思います。ほかにございませんか。（なし）ないようですので、日程第2、その他は以上といたします。

（1）高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

佐藤（肇）委員長 それでは日程第1、高齢者福祉計画・介護保険事業計画についてになります。これは来る4月25日に上越市に行政視察を予定しております。行くに当たりまして、事前に魚沼市並びに上越市の現在の計画等について、またその違い等について、事前研修をさせていただきたいということで担当部署をお願いをしていたところでありますので、今日はその辺をお願いしたいと思います。それでは、しばらくの間休憩といたします。

休 憩 (11 : 28)

(休憩中に資料の説明及び意見交換)

再 開 (11 : 55)

佐藤(肇)委員長 それでは、休憩を解き会議を再開いたします。高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、事前の勉強会は以上とさせていただきます。

ほかに執行部からは、なにかございませんか。(なし) ないので、委員の皆さんからは、ご意見、協議事項等はありませんか。(なし) ないので、本日の会議録の調整については、委員長に一任をお願いいたします。本日の委員会はこれで閉会といたします。

閉 会 (11 : 56)